（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）

第五十五条　前条の規定による改正後の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第二十三条第四項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に行う合併により同項に規定する特定電子計算機の買戻しの全部を行わないこととなった場合について適用し、法人が同日前に行った合併又は分割型分割により改正前の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第二十三条第四項に規定する特定電子計算機の買戻しの全部を行わないこととなった場合については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第四十三条第四項及び第十項の規定は、施行日以後に死亡する特定贈与者（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十四条第二項に規定する特定贈与者をいう。以下この項において同じ。）又は特定同族株式等贈与者（同条第七項に規定する特定同族株式等贈与者をいう。以下この項において同じ。）から同条第二項又は第七項の規定により相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得をした非上場株式等とみなされる選択特定受贈同族会社株式等（同条第二項に規定する選択特定受贈同族会社株式等をいう。以下この項において同じ。）又は選択特定同族株式等（同条第七項に規定する選択特定同族株式等をいう。以下この項において同じ。）に係る相続税について適用し、施行日前に死亡した特定贈与者又は特定同族株式等贈与者から同条第二項又は第七項の規定により相続又は遺贈により取得をした非上場株式等とみなされた選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同族株式等に係る相続税については、なお従前の例による。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第五十六条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「第九条第一項」の下に「（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十九条第十一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十五号中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を「第八十九条第七項、」に改める。

附則第三項の表第四条の二第一項の項中

一　揮発油税及び地方揮発油税（次号に掲げる揮発油税を除く。）
一の二　租税特別措置法第八十九条第一項の規定の適用を受ける揮発油税及び地方揮発油税

を

一　揮発油税及び地方揮発油税（次号及び第一号の三に掲げる揮発油税及び地方揮発油税を除く。）
一の二　租税特別措置法第八十八条の八第一項の規定の適用を受ける揮発油税及び地方揮発油税
一の三　租税特別措置法第八十九条第七項の規定及び同条第十一項において読み替えて準用する地方揮発油税法第九条第一項の規定又は租税特別措置法第八十九条第十八項の規定による揮発油税及び地方揮発油税

に改め、同表第四条の二第二項の項中「又は五百三十八分の四百八十六」を「、五百三十八分の四百八十六」に改め、「五百三十八分の五十二」の下に「又は二百五十一分の二百四十三若しくは二百五十一分の八」を加える。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条　前条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第三項の規定は、平成二十二年度の国税収納金整理資金から適用し、平成二十一年度以前の国税収納金整理資金については、なお従前の例による。

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正）

第五十八条　勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の六第一号中「（租税特別措置法第二十九条第二項に規定する政令で定める者を含む。第十四条の十三第一号及び第十四条の二十第一号において同じ。）」を削る。

（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五十九条　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六項の表租税特別措置法施行令第三十六条第五項の項及び租税特別措置法施行令第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項の項中「第百十二条第十三項」を「第百十二条第十項」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の百二十五第二項及び第三十九条の百二十六第一項の項中「並びに第六十二条第二項」を「第六十二条の五第二項及び第五項」に改める。

財務大臣　菅　直人
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第五十九号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の施行に伴い、並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項第三号並びに第百五十六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項中「第八十九条第一項」を「第八十八条の八第一項」に改める。

第七十四条の二第二項の表輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項の項中「（昭和三十年法律第三十七号）」を削り、同表輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項の項中「（明治四十三年法律第五十四号）」を削り、同表租税特別措置法第八十九条の四第一項の項中「第八十九条の四第二項」を「第八十九条の四第四項」に改め、同表日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の項中「（昭和二十七年法律第百十一号）」及び「（昭和二十九年法律第百四十九号）」を削り、同表日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及